

- 一 暑休を五日間典小する事
- 二 従業員の仕事上に付き干渉絶件反対
- 三 トーキードに依る技士の待遇改善
- 四 表方の本社行手当として一人一回一回を支給する事
- 五 表方ピラ派代金を現在の制度を審議一回に付一人当り金二円を支給する事
但しピラの専断に不問
- 六 表方に自転車預り料として一月に付金五円せと受取る事を認むる事
- 七 常番手当として一月に付金十五円を支給する事
- 八 表方掛持手当を一月一人に付き金十五円を支給する事
- 九 表方の雨具は一年一回一人一看支給の事
- 一〇 女給の靴を年一回支給の事
- 一一 試駕に赴く際は電車賃一切前払の事
- 一二 表方にして社宅ふき者は社宅費として一月に付金十円せと支給する事
- 一三 組合加入の自由を認める事
- 一四 此の問題に關して絶対代性者を出さざる事

昭和七年四月三十日

池袋平和館 全従業員

以上

日高春裕 日高歌六 殿

要 求 書

一 嘆歌書ノ三十回項目ニ充テ一頁ヲ加ヘタルモノニ付者略ス

二 病氣不幸ト依ル久勤の場合ハ月給金額支給する事

日高春裕 日高歌六 殿

池袋平和館全従業員一同

労務第一四一六號

昭和七年五月十一日 警視總監 大野録一郎

内務大臣 鈴木喜三郎 殿
社 會 局 長 官 殿

平和館(活動写真館)労働争議ニ関スル件(第二報自燃消滅)
既報標記労働争議ハ本月三日其ノ指導的立場ニアリタル従業員
黒川春雄 村田富次郎ノ兩名カ引責辞職ヲ申出ラタルヲ以テ館
主ハ之レシテ宥シ黒川ニ二百円村田ニ百二十円ヲ夫々手當トシテ
支給田満ニ解職シ次ヲ翌日従業員刈各義村外十九名ハ日高館
主ヲ訪問全負組合ヲ脱會ノ上去ル一日罷業セシコトヲ陳謝セシ
場メ館主ニシテ謝トシ無条件ニテ復職同日ヨリ就業シハ、ア
リ之レシカ爲メ出来組合本部ニ於テハ組合員外集セタルコト、